

2026雪で遊ぼう in 風車村

- 日時：1/31(土) 10:00～14:00
- 場所：風車村周辺
- 内容：天候などにより内容は変更になる場合があります。



- 10:00 ゲレンデ開放（そり滑り・チューブスライダーなど）雪だるまつくり、雪灯籠つくり
- 11:00 雪中宝さがし1回目（子ども先着50人）
- 12:00 温かいそうめん（にゅう麺）、焼き芋、玉こんにゃくなどの振る舞い
- 13:00 雪中宝さがし2回目（子ども先着50人）

■問合せ：立川総合支所立川地域振興係 ☎0234-56-2213

東北公益文科大学サークル「ゼロ」がお手伝い！スマホ相談会

地元の大学生がスマホのお悩み解決します。

- 日時：2/4(水) 13:30～15:30
- 場所：役場B棟
- 対象：町内にお住まいの方
- 定員：15人
- 持ち物：ご利用のスマートフォン
- 参加費：無料

- 申込期間：12/27(土)～（二次元コード）1/5(月)～（電話）
 - 申込方法：電話または二次元コードから申込み。主に聞きたい相談内容を下記の中からご選択下さい。
 - ①基本操作 ②LINE ③アプリ
 - ④スマホ決済 ⑤動画視聴 ⑥その他
- ※グループ形式での相談会となります。



■問・申込み：企画情報課デジタル推進係 ☎0234-43-0297

デジタルこども手帳「てくてく」利用者のみなさんへ

このたび、デジタルこども手帳「てくてく」は、令和8年3月31日をもちましてサービスの提供を終了することとなりました。

サービス提供終了に関する詳細や今後の予定については「てくてく」内の「自治体からのお知らせ」にてご案内しています。「てくてく」にログインの上、ご確認をお願いします。

利用者のみなさんにはご不便をおかけし申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

■問合せ：子育て応援課こども家庭支援係 ☎0234-42-0164

町内保育園・認定こども園 園開放

余目保育園

- 日時：1/13(火)～1/16(金) 9:50～10:50
 - 場所：余目保育園
 - 対象：0歳児～満4歳児（親子での参加です）
- ※詳しくはHPをご覧ください。

■問合せ：(社福)和心余目保育園 ☎0234-43-2308

認定こども園からふる

- 日時：1/29(木) 9:15～10:45
- 場所：認定こども園からふる
- 対象：0歳児～満4歳児（親子での参加です）
- 持ち物：雪遊びできる恰好

■問・申込み：(社福)和心認定こども園からふる保育舎 ☎0234-56-2436

油の流出事故にご注意ください

冬期間は、灯油などの流出事故が多くなります。事故が発生したときは、消防署、警察、役場へ連絡してください。

【事故を防ぐための心がけ】

- ①ホームタンクからポリ容器に移すときは、その場を離れないこと
- ②除雪による破損を防ぐため、配管の場所に目印をすること
- ③落雪によるホームタンクの転倒に注意すること
- ④ホームタンクや配管の定期点検をすること

■問合せ：環境防災課環境衛生係 ☎0234-43-0254

令和8年度健康診査意向調査

世帯単位で世帯全員分の健診意向調査書（オレンジ色の封筒）を1月9日以降郵送します。町の健診を希望する場合は提出をお願いします。

●提出方法：次のいずれかの方法で提出してください。

- ①同封の返信用封筒で返信

- ②次の場所へ直接提出
 - ・保健福祉課健康推進係・立川総合支所総合支所係
- ③同封の資料に記載されている二次元コードまたは町公式HPから回答

●提出期限：2/6(金)

■問合せ：保健福祉課健康推進係 ☎0234-42-0148

計画に関するご意見（パブリックコメント）を募集します

計画案	資料設置場所	応募期限	問・提出先
庄内町過疎地域持続的発展計画	役場（本庁舎・立川総合支所）各まちづくりセンター、図書館、響ホール、総合体育館、町HP	1/13(火)	企画情報課企画調整係 ☎0234-42-0155 ☎0234-43-0802 FAX0234-42-0893 ✉kikakuchosei@town.shonai.yamagata.jp
第3期庄内町まち・ひと・しごと創生総合戦略		1/30(金)	建設課空家対策係 ☎0234-43-0240 FAX0234-42-0822 ✉akiyataisaku@town.shonai.yamagata.jp
第2次庄内町空家等対策計画			商工観光課商工労働係 ☎0234-42-0138 FAX0234-42-2559 ✉shoko-rodo@town.shonai.yamagata.jp
庄内町中小企業及び小規模企業振興基本条例		1/20(火)	

●対象：

- ・町内に住所がある方
- ・町内に事務所または事業所を有する個人、法人およびその他の団体
- ・町内の事務所または事務所に勤務している方
- ・町内の学校に在学する方
- ・本手続きに係る事案に利害関係のある方

●提出方法：持参、郵送、FAX、Eメールのいずれか

※様式は問いませんが、意見提出の際は、住所、氏名、電話番号を明記してください。



△町HP



△アンケートフォーム